令和８年度榛東村社会福祉協議会事業計画

１　基　本　理　念　「一人ひとりが思いやり、共に支え合い、安心して暮らせるむらづくり」

榛東村社会福祉協議会は、第３期榛東村地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和６年３月策定）に定める「一人ひとりが思いやり、共に支え合い、安心して暮らせるむらづくり」を基本理念とし、地域福祉を推進する中核として、希薄化している住民の協働を再構築し、地域とともに創る「地域共生社会」の実現を目指して取り組みます。

２　地域福祉活動計画による施策

◇ 支え合い、一人ひとりがつながるむらづくり

(1)社会福祉協議会ホームページの随時更新、広報紙「夢...２１」の発刊及び村広報の活用
(2)相談業務の充実　・心配ごと相談所　毎月第２金曜日　9:30～11:30
・無料法律相談　毎月第４金曜日　13:30～16:30（要予約）
・在宅介護相談等　随　時
(3)生活支援体制整備事業の実施（村委託事業）

◇ 一人ひとりの想いをかたちにするむらづくり

(1)南北小学校、中学校、教育委員会との連携強化による福祉教育の推進
(2)世代間交流事業の推進
(3)住民座談会や連絡調整会議の開催
(4)各種ボランティア教室の開催やボランティア組織の活動支援

◇ つながりが生み出すふれあい豊かなむらづくり

(1)民生委員児童委員協議会との連携援助
(2)安心カード設置事業の推進強化（見守りネットワーク事業）
(3)各種団体への支援

◇ 協働による安全・安心なむらづくり

(1)住民支え合いマップづくり、個別避難計画作成（見守りネットワーク事業）
(2)自主防災組織活動への協力支援
(3)ふれあい・いきいきサロン事業の推進強化
(4)コミュニティサロン事業（交流の場）の推進
(5)子育てサロン事業への支援や子ども食堂開催に伴う協力
(6)であい夢プロジェクト事業の実施
(7)高齢者能力活用センター会員による小学生見守り事業の実施
(8)寝たきり老人等布団丸洗い事業の実施
(9)福祉機器の貸与事業（ギャジベット、車椅子）
(10)福祉車両の運行管理（車椅子対応車輌）
(11)福祉サービス利用援助事業の実施
(12)緊急食料提供事業の充実
(13)安心生活サポート事業の推進（見守りネットワーク事業）
(14)生活福祉資金及び小口生活資金の貸付
(15)生活困窮者自立相談支援事業への連絡と協力

３　地 域 福 祉 事 業

(1)共同募金活動の推進協力　　１０月～１２月
(2)敬老会の開催（村共催）　　９月１２日（土）しんとぴあ
(3)戦没者慰霊祭の開催（村共催）　英霊廟
(4)遺族靖国神社参拝事業
(5)社会を明るくする運動の推進協力
(6)善意銀行の効果的運用
(7)福祉団体活動の推進援助（長寿会、遺族会、更生保護女性会、各種ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動団体等）

４　介 護 保 険 事 業

(1)通所介護事業、介護予防通所介護相当サービス
(2)利用者対象外出事業の実施
(3)介護者教室の実施

５　障害者総合支援事業

(1)生活介護事業

６　村 委 託 事 業

(1)一人暮らし老人保養事業の実施
(2)ミニデイサービス事業の管理運営（利用促進強化）
(3)高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）の管理運営

７　指 定 管 理 事 業

◇ 指定管理期間　令和４年４月１日から令和９年３月３１日まで（５ヶ年）
(1)学童保育所の管理運営事業（北部第1･2学童保育所、南部第1･2･3学童保育所）
(2)福祉センターの管理運営事業
◇ 指定管理期間　令和７年１０月１日から令和１０年３月３１日まで（２年６ヶ月）
(1)しんとう温泉ふれあい館の管理運営事業

令和８年度　学童保育所事業計画

１．基 本 方 針

共働き・一人親家庭等の小学生の放課後における安心安全な生活を継続的に保障し、毎日の生活を通して子どもの健やかな成長を図り、保護者の働く権利と家族の生活を守る学童保育の役割を理解して運営を行う。

２．事業実施計画

（１）榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例に基づき運営を行い、学童保育所だけでは解決できない問題については村、教育委員会等と協議し、最善を尽くす。

また、本会以外の法人が指定管理にあたる北部第三学童保育所・南部第四学童保育所と連携し、榛東村全体の学童保育の質・量を確保する。

（２）四季折々の行事や誕生会等児童が楽しみとするような企画を行い、子どもの成長・発達を大切に生活できる施設運営を行う。

（３）事故・自然災害、犯罪、感染症等の危険から児童や支援員を守り、発生時には適切に対応できるよう、計画に基づく取り組みを実施し、マニュアルの随時見直しを行う。

（４）その他、社会福祉協議会の特性である「地域住民参加による事業推進」を最大限活かし、住民相互の交流や見守りを意識しながら住民と共に運営を行う。

令和８年度　榛東村福祉センター事業計画

１．基 本 方 針

福祉センター管理運営にあたり、事業の継続性や安定性を維持し、専門性の創意工夫を活かすと共に、地域の関係機関と連携を図り、総合的サービスの提供に努め、障害者等地域生活支援事業の趣旨に基づき、事業運営を行う。

２．事業実施計画

（１）地域活動支援センターは、一般就労が困難な障害者に創作的活動及び花販売事業等福祉的就労の場を提供し、社会参加の促進を図ると共に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、個々に適切な助言及び支援を行う。

（２）在宅重度心身障害者等デイサービスセンターは、日常生活に援助を要する障害者に食事・排泄等の介護、身体機能低下防止に必要な機能訓練等のサービスを感染症に留意しながら行う。

（３）その他、センターの目的を達成するために必要な事業を行う。

令和８年度　榛東村高齢者能力活用センター事業計画

１．基 本 方 針

榛東村高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）では、雇用関係を有しない為補助的、短期的な就労を希望する高齢者を会員とし、今まで培ってきた知識や経験を活かせる就業機会を確保し、会員が働くことの喜びと日常生活の充実を図ることを目的として本事業を実施する。

２．事業実施計画

（１）安全・適正就業の推進、強化

会員が高齢者である為就業時の安全確保を最優先とし、保護具着用の徹底と事故防止に取り組み、就業前後は安全点検に努める。また現場担当者は巡回指導を強化し、会員の体調管理や感染症等の予防を徹底し、常に健康な状態で就業できるよう配慮する。

（２）普及啓発活動

センターの趣旨や仕組みを地域住民に理解していただく為、広報紙やホームページへの掲載等普及啓発活動を行い、会員一人ひとりが自主・自立の認識を高め、増員や就業機会の拡大に努める。

（３）技能及び安全講習

会員が法令改正に応じて講習を受け、安全確保の知識や技術を取得するよう努め、後継者の育成へ繋げていく。

（４）その他、センターを運営する為に必要な事業活動を行う。